

安 全 の 手 引

2023年2月

在ヨルダン日本国大使館

目 次

1 はじめに	3
2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	4
(1) 平素からの準備と心構え 4	
ア 連絡体制の整備	4
イ 一時避難場所（避難先）	4
(2) 緊急時の行動	4
ア 心構え	4
イ 情勢の把握	5
ウ 大使館への通報等	5
エ 国外への退避	5
(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト	6
ア パスポート等	6
イ 現金および貴重品	6
ウ 自動車の整備等	6
エ 携行品の準備	6
3 防犯の手引き	8
(1) 防犯の基本的な心構え	8
(2) 最近の犯罪発生状況	8
ア テロ事件	8
イ 一般犯罪	9
ウ 性犯罪対策	10
(3) 防犯のための具体的注意事項	10
ア 一般的な注意事項	10
イ 住居の防犯対策	11
ウ 外出時の防犯対策	11
エ 交通事情と事故対策	11
オ 主な施設、機関等の連絡先	14
カ 簡単な現地連絡用語	14

1 はじめに

ヨルダン、地政学上、イラク、シリア、イスラエル、レバノン、サウジアラビア、エジプトといった周辺国の情勢の影響を受けやすい位置にあり、こうした外的な影響による様々な国内治安の不安定化の危機を乗り越えてきました。2005年、首都アンマンにおける3か所のホテルを対象とした同時自爆テロ事件（60人が死亡、100人以上が負傷）等が発生しましたが、当局の取締強化等の取組によって、テロ事件は約10年にわたって防止されてきました。

その後、ISILの活動が活発になり、米国をはじめとする「有志連合」（ヨルダンは有志連合の一員）の国民を軍人・民間人を問わずに攻撃するよう扇動する声明がISILから発出され、また2015年には、ISILに拘束されていたヨルダン空軍パイロットが殺害されたことを受けて、同空軍がISILに対して大規模な空爆を実施しました。こうした中で、2016年6月にバカアの治安当局およびルクバーンの国境警備隊に対する襲撃テロ事件が発生、続いて同年12月にカラクにおいて銃撃テロ事件（少なくとも10人が死亡、23人が負傷）が発生するなど、ヨルダンにおいて、ISILの影響を受けたと思われる者によるテロ事件（未遂の事件を含む）が相次いで発生しました。カラクにおける銃撃テロ事件では、警察署に加えて観光施設も事件の現場となり、民間人（外国人を含む）にも犠牲者が出ており、当該事件は、ヨルダン当局だけではなく、外国人を含む市民がテロに巻き込まれる危険性があることを改めて示しています。

現在までに、ISILはシリア・イラクでの支配地域を喪失し、勢力を弱めており、ISILによる直接的なテロの脅威は低下したと考えられますが、イスラム過激主義の思想は引き続き大きな影響力を持っており、ヨルダン全土において、ISIL等のテロ組織やその支持者またはテロ組織とは直接関係がない過激主義者によるテロ事件等不測の事態が発生する可能性は今後も排除することはできません。2018年8月には、フヘイス市の音楽祭で警備に当たっていた治安部隊を狙った爆弾テロが発生し、2人が死亡、5人が負傷し、その後のサルト市でのテロリスト摘発の際にも、テロリスト側の反撃により治安機関員4人が死亡、20名以上が負傷しました。2019年11月には、ジェラシュ・ローマ遺跡で、刃物を使用した観光客等襲撃テロ事件が発生し、8人が負傷しました。また、2020年および2021年には、ヨルダン治安当局により複数のテロ計画が未然に摘発されたことが報じられています。

加えて、ヨルダンは130万人超と言われるシリア難民等の受け入れ、コロナ禍及び物価高の負担もあって、引き続き厳しい経済状況が続いており、これに伴い一般犯罪の増加等の治安状況の悪化も懸念されているところです。

当館は、万が一不測の事態が発生した場合、在留邦人の皆様の保護に全力を尽くしますが、在留邦人の皆様がこのような事態下において冷静かつ的確な対応ができるよ

う、平素からの準備や心構え等をこちらの安全の手引としてとりまとめました。この手引を一つの参考とし、いざという時に日本人の皆様同士が助け合い、落ち着いて余裕をもった対応ができるよう、日頃から安全対策に心がけていただきますようお願いいたします。

023年2月

在ヨルダン日本国大使館

2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

(1) 平素からの心構え・準備

ア 連絡体制の整備

(ア) ヨルダンに3か月以上滞在される予定の方は、大使館から緊急時の連絡や安全情報等を送付するために必要ですので、ヨルダン到着後、遅滞なく「オンライン在留届」から在留届を提出してください（3か月未満の滞在の場合は、「たびレジ」に登録してください。）。「オンライン在留届」での在留届の提出が困難な場合、大使館領事班宛てにメール・郵送または直接提出等で在留届の提出ができますので、大使館までお問い合わせください。

在留届で届出した携帯電話番号、メールアドレス、住所等に変更が生じた場合、また、日本への本帰国や第三国への転出時（一時的な旅行を除く）には、「オンライン在留届」にて必ず届出を行ってください。在留届を直接大使館に提出した場合等オンライン在留届での届出が困難な場合、大使館までお問い合わせください。

●オンライン在留届

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●大使館領事警備班連絡先

(メールアドレス) consular@am.mofa.go.jp

(電話番号) 06-593-2005 (大使館代表)

●「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

外務省及び大使館等在外公館が発出する最新の危険情報などの渡航情報を登録したメールアドレスで受け取ることができます。

(イ) 緊急事態の発生、または発生する恐れのある場合、大使館は、所要の情報収集や情勢判断等を行った上で、メールにより皆様へ連絡します。また、同内容を大使館ホームページにも掲載します。さらに、必要に応じ、個別に皆様の所属先、自宅、携帯等に電話連絡します。このため、在留届に届出している連絡先に変更があった場合には、速やかに、「オンライン在留届」上、または大使館領事警備班に変更の届出を行ってください。

(ウ) 随時、在留届に届出されたメールアドレス宛てに大使館から安全情報等をメールで配信しています。また、「たびレジ」に登録された方にも一部の情報除きメールで配信しています。

イ 一時避難場所（退避先）

騒乱や災害等が発生した際には、事態が落ち着くまでは、自宅で待機してください。ただし、自宅周辺が危険な状況で、一刻も早くその地域から離れる必要がある場合には、ホテルや友人、知人宅等安全と思われる場所への退避後に、出来る限り大使館へその旨を連絡するようにしてください。

国外退避の必要性が高まり、自力で退避することが困難な場合及びインターネット及

び電話回線が使用不可能な場合の集合場所（一時避難場所）は、日本大使館とします。大使館へ退避する場合に備えて、日頃から大使館までのルートを確認しておくようにしてください。

（２）緊急時の行動

ア 心構え

緊急事態の発生、または発生する恐れのある場合には、大使館は所要の情報収集や情勢判断等を行った上で、領事メールにより皆様へ連絡します。また、同内容を大使館ホームページにも掲載します。慌てず、流言飛語に惑わされたり、群集心理に惑わされたりすることがないように注意して行動してください。

イ 情勢の把握

緊急事態発生の際には、大使館からの情報提供のみに頼るのではなく、ご自身でインターネット、テレビ放送や新聞等を通じ、最新情報収集に努めてください。

ウ 大使館への通報等

（ア）皆様の近くで発生した事態で、大使館に通報する必要があると思われるものは、他の在留邦人の方々にとっても貴重な情報となりますので、大使館への連絡にご協力をお願いします。

【在ヨルダン日本国大使館】

（代表電話）06-593-2005（開館日 8時00分～16時00分）

※閉館時の連絡先：平日開館時間以外及び金曜日、土曜日の週休日を含む休館日は留守番電話により対応しています（年毎の休館日は毎年変わりますので、必要に応じてご確認願います）。人命に関わる事件、事故等緊急の場合、上記留守番電話でダイヤル「0」を押していただくと緊急電話対応業者に転送されます。

（所在地）No.7, Fa' eq Halazon St., Between The 5th and 6th circles, North Abdoun, Amman(P. O.Box 2835, Amman 11181 Jordan)

（イ）自分や家族、他の日本人の生命・身体・財産に危害がおよぶ恐れがあるときには、地元警察へ通報するとともに、大使館にもその状況をお知らせください。

（ウ）緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応にあたることも必要になります。大使館より在留邦人の方々へも種々の助力をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。

エ 国外への退避

（ア）事態が悪化してからでは、国外退避が難しくなる可能性が高くなります。そのため、事態が悪化する前の早い段階で自発的に出国することが、自らの安全確保のポイントになります。自発的に帰国もしくは第三国へ退避する場合は、その旨を大使館までご連絡ください（大使館への連絡が困難な場合には、外務省代表電話（+81-3-

3580-3311)にご連絡願います。開庁日の日本時間午前9時～午後5時15分は、海外邦人安全課に電話の転送を依頼いただき、閉庁日や閉庁時間帯は上記代表番号のガイダンスにしたがってください。) 国外退避する際のポイントは、一般商用便が運行している間に出国することです。まだ大丈夫と思っている間に、一般商用便の航空券満席で取れない場合やフライトがキャンセルになる場合があります。このような場合、日本政府主導で臨時便やチャーター便の利用を検討することもあります。その場合でも、手続きには相当の時間を要することもあり、これらの利用にあたっては、正規の片道エコノミー料金が必要となります。なお、ヨルダンのアカバからエジプトのヌエバ港へのフェリー (Arab Bridge Maritime 社 (電話: 03-209-2000) が運航されています)ので、状況によっては、アカバ近郊にお住まいの方は、国外退避の方法の一つとして、同フェリーも検討の対象になり得る場合があります。

(イ) 万一、緊急事態発生の蓋然性が高まり、出国する必要性が高まった場合は、すぐに出国することができるように、航空便のオープンチケットを予め購入しておくこともお勧めします。

(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト

ア パスポート等

6か月以上の残存有効期間を入国の要件としている国がありますので、緊急時の退避に備え、パスポートについては、平素から6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください (パスポートは、残存有効

期間が1年未満になった時点で切替発給申請ができます)。)。パスポートの最終ページの「所持人記載欄」には、必要事項を漏れなく記載しておいてください。なお、当国における滞在許可書等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。

イ 現金および貴重品

パスポート同様に直ちに持ち出せるよう日頃から保管しておいてください。現金は、家族全員が101週間程度生活できる程度の外貨および当座に必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

※上記アおよびイの保管方法や場所等については、日頃から家族全員が承知しておくようにしてください。

ウ 自動車の整備等

(ア) 自動車をお持ちの方は、常時整備をしておくよう心掛けてください。

(イ) ガソリンは常時十分入れておくよう心がけてください (半分になったら補充する習慣をつける)。

(ウ) 車内には、懐中電灯や地図、ティッシュ等を常時備え置きください。

(エ) 自動車を持っていない方は、平素から自動車を所有している方と必要な場合には同乗できるよう依頼しておくことも一案です。また、予めレンタカー会社や旅行会社の連絡先を調べておき、必要なときに利用できるようにしておいてください。ヨルダン運転免許証および国際運転免許証の有効期限にもご注意願います。

エ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記ア～ウに加え、次に挙げる携行品等を、すぐに持ち出せるようにしておいてください。

(ア) 水及び食品等

しばらく自宅に待機する場合も想定して、ご自身及び同居家族が1週間程度生活できる程度の水、米・パン等の主食、缶詰、インスタント食品、粉ミルク、ロングライフ牛乳や菓子等の保存食を日頃から準備しておいてください。自宅から他の場所へ避難する場合には、最低3日分の水と食品を携行するようにしてください。

(イ) 衣類・下着

(ウ) 履き物(歩きやすいもの) (エ) 医薬品等

常用薬や常備薬の他、外傷薬、包帯、救急バンソウコウ等

(オ) 洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸等)

(カ) その他

ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、電池・携帯用充電器、マッチ、ろうそく、ナイフ、簡易食器(割り箸、紙皿・カップ等)、ティッシュ、ブランケット、ペン・ノート等

3 防犯の手引

(1) 防犯の基本的な心構え

ヨルダンでは、新型コロナウイルスに対する政府の厳格な規制、検問等の影響により、犯罪発生率が一時的に減少傾向を示したものの、新型コロナウイルスに対する規制が緩和されたことに伴い、徐々に一般犯罪の発生率が高くなっています。

日本人被害例としては、空き巣、ひったくりおよび性的犯罪等の被害が増加しています。また、依然としてテロの危険性も排除できません。安全に生活するためには、自分と家族の安全は自分たち全員で守るとの強い心構えが極めて大切です。「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」の安全のための三原則を遵守して防犯に努めてください。平素より最新の情報を入手することに努め、治安情勢、犯罪傾向等に細心の注意を払うことが大切です。万一、事件・事故に遭った場合には、速やかに警察（911番）に通報（言葉の問題で意思疎通が困難な場合には、同僚、信頼の出来る友人、知人（大家や隣人）等を介して意思疎通を図る）し、速やかに最寄りの警察署に届け出をした後、可能な範囲で大使館まで情報提供願います。犯罪等の対応には、初動が肝心です。届け出が遅延した場合は、それだけで捜査が遅延する等影響が出ます。また、大使館としても前例等を参考にご相談に応じます。

(2) 最近の犯罪発生状況

ア テロ事件

ヨルダンは、国内的な要因のみならず、近隣国の情勢等外的な要因により治安が不安定になる場合があります。最近の主なテロ事件は以下のとおりです。

○2014年9月、ISILは、米国を始めとする「有志連合」（ヨルダンはその一員）によるISILへの攻撃を批判し、世界のイスラム教徒に対して対ISIL連合諸国の国民を攻撃するよう扇動する声明を発出したことを受け、同月、ISILおよびその支援者によるテロ未遂事件が生じています。

○2015年2月、ISILに拘束されていたヨルダン空軍パイロットが殺害され、それを受けヨルダン空軍がISILに対して大規模な空爆を実行しました。

○2016年3月、イルビット市でイスラム過激派（ISIL関係者）の摘発に伴う銃撃事件が発生しました。また6月には、バカアの当国情報総局事務所がテロ攻撃された他、シリア国境のルクバーンで、ヨルダン国境警備隊に対するISILによるテロ攻撃が発生しました。

○2016年12月、カラク市において、ISIL支持者と思われる者による銃撃テロ事件が発生し、カナダ人女性を含む10名が死亡しました。その後、ヨルダン政府は、ISIL等過激派の摘発捜査を実施し、数日後には、カラクにおいて銃撃戦が発生した他、ショーバク市でテロ分子摘発に伴う銃撃戦が発生しました。

○2017年4月、ヨルダン政府が死刑判決を受けたテロリストを処刑したこと等に対して、ISILは、ヨルダンへのテロをそのシンパに指示するビデオを放映しました。

○2018年8月、バルカ県フヘイスにおいて、音楽祭警備のために駐車中の治安機関車両を狙った爆破テロ事件が発生し、治安機関員2名が死亡、5名が負傷しました。その後、ヨルダン政府が犯人グループの潜伏先の摘発捜査を実施した際、犯人グループとの間で銃撃戦が発生した他、犯人グループが潜伏先建物を爆破したため、治安機関員4名が死亡、多数が負傷しました。

○2019年11月、観光地としても有名なジェラシュ遺跡において、インターネット閲覧を通じて過激化したとみられる男が刃物を使用して観光客等を襲撃する事件が発生し、外国人観光客4名、治安機関員2名を含む8名が負傷しました。

この他、事件の発生には至らなかったものの、テロ未遂事案がヨルダンによって摘発されています。テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけが必要です。

イ 一般犯罪

ヨルダンにおいては、殺人や強盗事件等の凶悪犯罪は比較的少ないとされてきましたが、好転しない経済状況の中、銀行等金融機関や店舗を対象とした強盗事件の発生が増加傾向にあり、2017年は路上での強盗被害、2018年には観光地での強盗による日本人被害も報告されています。また、ダウンタウンおよびショッピングモールなど人が混み合う場所での窃盗（すり、ひったくり等）事案が発生しています。スウェイフィーヤ（Sweifieh）地区やシュメーサーニ（Shmeisani）地区、アブドゥーン（Abdoun）地区、ウム・ウゼイナ（Um-Utheinah）地区などのビジネス街や高級住宅街において、ひったくり事件、車上狙い事件や空き巣事件が発生しており、2019年には、アブドゥーン地区において邦人のひったくり被害が、2020年には、ウム・ウゼイナ地区において邦人の空き巣被害が報告されています。また、特に地方都市において子どもに罵声を浴びせられたり、投石される、観光地において観光ガイド、飲食店・土産店の店員とのトラブルが原因で被害に遭う事件も発生していますので、御注意ください。

2018年には、スポーツジムの更衣室ロッカー（暗証番号付き）に保管していた現金を盗難される事例が発生し、日本人が被害に遭っています。スポーツジム等の更衣室は、プライバシーの観点から、監視カメラが設置されていないので、特に注意が必要です。また、銀行やキャッシュディスプレイ使用後の帰路には、予め犯人が目星をつけていることがありますので、周囲の状況に十分に注意し、できるだけ速やかに安全な場所へ移動するようにしてください。犯罪被害に遭わないためには、多額の現金を持ち歩かず、銀行口座の利用や自宅や勤務先事務所等の安全を確保できる場所に保管することをお勧めします。

ヨルダンにおいては、結婚式や統一試験結果発表に伴って、それらを祝う際に実弾による「祝砲（祝意を表すために、上空に向かって発砲する行為）」が行われる慣習があります。同行は違法とされ、取締りも強化されていますが、未だに行われている

ます。2018年には、日本人宅窓に、祝砲の流れ弾が命中し、同ガラス窓が破損する事案も発生しています。祝砲を行っている場面に遭遇した場合には、速やかにその場から離れる等してください。

ウ 性犯罪対策

ヨルダン人や外国人を問わず、女性に対する性的犯罪や性的いやがらせが多く発生しており、日本人女性の強制性交等、同未遂、痴漢被害も報告されています。安全対策として、以下のような点に留意してください。

○ホテルやアパートの部屋等物理的に閉鎖された場所で男性と二人きりになることは極力避ける。

○男性が身体を触ってくる、性行為を求めてくる、親しげに話しかけてくる、後について歩いてくるなど、男性の態度がおかしいと感じたら、きっぱりと断る、大声を出す、その場から走って逃げる等する。

○万一、被害に遭った際には、速やかに警察（911番）に通報する。

○胸元が見えるシャツ、短パン等肌の露出の多い服装は極力避ける。

○帰宅時間が遅くならないよう留意する。

○夜間外出する際は、複数であっても安心せず、行動する時間帯に留意する。

○タクシー乗車時や配車サービスを利用する際は、助手席には座らない。

○複数の男性と同乗する乗り合いバス等の利用はなるべく避ける。

(3) 防犯のための具体的注意事項

ア 一般的な注意事項

最近では、インターネット等を通して日本人の行動様式が一般的に広く知られるようになり、他の外国人と比較して無警戒・無防備であると思われています。日頃から大金を自宅に置いたり、持ち歩いたりする際には、細心の注意と防犯対策が必要です。また、危険と思われる場所は避け、犯罪の前兆に気が付いたら自分だけで何とかしようとせず、現地警察や宿泊先等に通報してください。例え治安が良いと言われている所であっても決して油断をせず、常に周囲に気を配るよう日頃から心掛けてください。遺跡等の規模の大きな観光スポットであっても、周りに人影のない場所は必ずありますので、十分な注意が必要です。

ヨルダンはイスラム教徒が多数を占める国であることから、次のような宗教的タブーに対しては、理解ならびに配慮および注意が必要です。

○屋外（レストラン以外）、公共の場での飲酒・豚肉を食すること。

○ラマダン（断食月）期間中の飲酒および日中の飲食。

○礼拝中の人への配慮。

○王室、政府、宗教への批判。

日頃から目立つような行動は避け、周囲に注意するよう心掛けるとともに、防犯の観点から目立たない服装を意識するようにしてください。また、日本人はとかく行動が習慣化しがちであると見られています。行動の習慣化によりテロや誘拐のソフトターゲットになり易いので、例えば通勤の経路と時間を時々変えるのも一つの方法です。

イ 住居の防犯対策

○住居を決める際には、周囲の環境（空地、空家、建築中の建物の多さ、夜間時の様子など）を良く見てから決める。可能な限り日本式に数えて2階以上の階に入居する。

○住居を決定する前に必ずドアの鍵の種類等を確認し、大家に鍵の交換およびドアチェーンなどの補助鍵を増設するよう要請する。

（合い鍵様の物を使用して玄関ドアの鍵を解錠する手口もあります。玄関に鍵を複数設備することで、防犯効果が高まります）。

○アパート形式の場合、通用門（表口、裏口共）は常時施錠してあるか確認し、無施錠の時の多い場合は、大家や管理人に常時施錠するよう依頼する。

○外出時の戸締まりはもちろん、家に人がいる場合でも必ず鍵をかけておく。

○就寝前は、必ず窓およびドアの施錠を行う。また、シャッターが設置されていれば、シャッターを下ろす（施錠を忘れ、就寝中に盗難被害に遭った事案が複数報告されています）。

○他人を安易に家の中に入れないようにする（覗き穴がないドアの場合は、新たに取付けしてもらうことをお勧めします）。

○例え身分証明書を持っていても、訪問者を簡単に家には入れない（原則的としてドアの外側で対応する）。

○自宅や事務所等で現金や貴重品等を保管する場合には、金庫を利用する。

○貴重品は可能な限り分散して保管する（1箇所に貴重品を保管している場合、被害にあった際の損害が大きくなります）。

○自身の個人情報やスケジュール等を軽々しく口外しない（アパートの管理人や使用人が内から手引きしているケースもあります）。

○自宅の周辺等に不審者が徘徊している場合には、大家や管理人等に通報する。

○帰宅した際には、ドアの周囲に人が居ないか確認してから鍵を開ける。

○ハリス（用務員兼警備員）の評判に注意する。また人間関係を良好に保つことに留意する。

○近所に信頼できる知人を可能な限り作り、相互共助できるようにする。

ウ 外出時の防犯対策

○外出する際は、多額の現金や貴重品等を持ち歩かない。

○買い物やタクシーでの支払の際は、相手や周りの人に財布の中身を見られないように注意する。

○歩道上では車道側を避け、建物側を歩く。ハンドバッグ等は車道の反対側に携帯する。

○ズボンの後ろポケット等、外から見えるところに財布を入れない。

○ウエストポーチやポシェット等は、自分の前に抱えて持つ。

○ホテルやレストラン等では、バッグは常に携帯し、椅子等に置いたままにして席から離れない。

○車両にて移動する場合、短時間であっても必ずドアは全てロックする。車両から離れる場合は、車内に貴重品を残したり、車窓から覗いて見える場所に貴重品は入って

いなくともバッグ類は置かない。

○特に、パソコンバッグは狙われやすい傾向にあるので、パソコンを携帯する際は十分注意する。

○いわゆる白タク（無許可営業タクシー）は、トラブルの元となるので乗車しない。もし違反が見つかった場合は、客も罰金を支払わされる場合があり得るので注意する。

○タクシーを利用する際、色柄が似た 5 J D（ヨルダンディナール）紙幣と 50 J D 紙幣を、わざと混同して釣り銭をごまかす運転手もいるので、注意すると共にあらかじめ小額紙幣を用意しておく。

エ 交通事情と事故対策

(ア) 交通手段

ヨルダンの国内交通手段は大きく分けて 4 つあります。

a 航空機

国内線はアンマンーアカバ間のみです。

b バス

遠距離大型バス（JETT）と私営バスがあります。

c タクシー（以下の 4 種があります。また、当地では Uber も使われています）

- ・通常タクシー（黄色）：メーター制のタクシーです。
- ・セルビス（白色）：予め路線が決まっている乗合タクシーのことです。
- ・ムマイヤザ（銀色）：予約しておくことで自宅等に配車してくれるタクシーです。他のタクシーより割高です。
- ・空港タクシー（肌色）：空港から市内に配車するタクシーです。政府が管轄しており、行き先によって料金が決まっています。

d 配車サービス

Uber や Careem 等、予約制であらかじめ配車予定時間、運転手氏名や車両番号及び行き先までのおよその金額等が分かる配車サービスで、現金またはクレジットカードまたはデビットカードでの支払いが可能です。利用には、携帯電話番号と携帯電話に専用アプリをインストールしておく必要があります。

e レンタカー

国際運転免許証またはヨルダン政府発行の運転免許証が必要であり、日本の運転免許証では利用できません。なお、国際運転免許証はレンタカーのみ運転可能であり、自家用車は運転できません。

(イ) 交通事情

日本の交通事情とは異なり車優先が実態となっています。車は左ハンドルの右側通行で、幹線道路に設けられたサークルと呼ばれる環状交差点では、サークル内を走行中の車が優先です。歩道と車道の境（縁石）が日本よりも高く、また、歩道に歩行を妨げるような樹木や障害物が多い等歩きにくく、時として、車道を歩かなくてはならないことがあります。

アンマンの車道は一方通行が多いので、車の場合には、目的地に到着するまでに遠回りを強いられることがよくあります。また、道路管理は良いとは言えず、道路の至る所にスピードバンパーと呼ばれるスピード抑制のための凸舗装がある他、時折道路に穴が空いていたりすることがあります。日本のように親切な警戒・案内標識等は少ないので、道路状況に応じて自分で予測、判断をして防衛的運転を心掛ける必要があります。

また、運転の荒いドライバーが比較的多く、無理な追越しや割り込み、方向指示器を出さない車線変更等が日常的に見られます。また、ヨルダンにおいて、クラクションの多用は、相手への事前の注意喚起として一般的に行われています。

ヨルダンでは、スピード超過、無理な車線変更・追越し、車間距離不保持、交差点での一時不停止などが主な事故原因とされています。交通事故死は、ヨルダン人の死亡原因の上位を占めており、過去に、日本人4名が乗った普通乗用車がトラックと正面衝突し、4名全員が死亡するという大変痛ましい事故も起きていますので、自らの命は自らが守るという気持ちで安全運転を心掛けてください。

(ウ) 運転時の注意事項

- 車の整備を他人任せにせず、自己点検も併せて行う。
- 飲酒運転はしない（ヨルダンはイスラム教徒が大多数を占め、飲酒運転による事故は、重大な処罰があります）。
- スピードは控える。
- 方向指示器の操作は確実に行う。
- 十分な車間距離を確保する。
- 郊外では、ラクダや羊等の家畜が道路を横切ったり、道路に止まっていたりすることがあるので、注意が必要。
- 山岳地帯では、路肩にガードレールがなく、道幅が把握しにくいいため危険。
- 10月下旬頃から2月下旬頃までの雨期においては、道路に水がたまり、非常にスリップし易くなる。また路面凍結および降雪も時折見られる。道路事情が悪い場合は、無理に運転をしない。
- 太陽光が強いので、サングラスが必要。
- ラマダン（断食月）期間中のドライバーは、運転が普段よりも荒くなり、やや注意力が散漫になる傾向が見受けられる。特にラッシュアワーとなる午後2時～午後4時の間や、日没前の夕暮時は、イライラも募り、交通事故を誘発しやすい状況になるので注意が必要。
- 特に、地方の道路では照明が十分ではないため、夜間の走行は控える。

(エ) 交通事故に遭遇した場合の注意事項

- 交通事故を起こした場合は、その場で示談に応じることなく、直ちに警察（911番）に通報する。なかには、交通事故の被害者を装い（車がぶつかった、車にひかれた等主張し）、警察に通報しないかわりに現金を要求する詐欺・恐喝事件も発生しています。
- 警察官が到着するまでに、安全な場所に車両を移動させること。（車両を移動させる前に、事故状況を撮影し、車両同士の道路上の位置や衝突した状況がわかるように

する。綿密な実況見分は行わないので、事故の発生場所・状況をしっかりと記録しておくことが重要です）。

○警察署に通報するとともに、保険会社にも連絡する（意思疎通が可能な友人、知人等に連絡し、通訳を依頼するのも良い方法です）。

○保険証、車検証、運転免許証等の関係書類は、必ず手に持ち、車内や相手に預けたりしないこと。

○警察官による事情聴取の際には、黙っていると相手の言うとおりにになってしまうので、主張すべき点はしっかりと主張すること（事故現場では、責任の度合いにより警察官から反則金の支払いを命じられることがあります（最大 50 J D 程度））。

○人身事故の場合、事故の発生地域によっては、被害者の家族からの報復が予想されることもあるので、自分の身に危険を感じ、人が多数集まってきた場合等には、警察への通報を最優先して、直接交渉等は行わない。

オ 主な施設、機関等の連絡先

(ア) 病院

○Al Khalidi Medical Center TEL : (06) 464-4281

○Arab Medical Center TEL : (06) 592-1199

○Jordan Hospital TEL : (06) 560-8080

(イ) 警察等

○警察、救急・消防、交通事故

すべて共通 911 番 (英語可)

カ 簡単な現地連絡用語 (アラビア語)

○「助けて」 = サードゥニイ

○「警察」 = シュルタ、ポリース

○「医者」 = ドクトール

○「救急車」 = イスアーフ

○「警察を呼んでくれ」 = イッタスィル・ビ・シュルタ

○「医者を呼んでくれ」 = イッタスィル・ビ・ドクトール

○「救急車を呼んでくれ」 = イッタスィル・ビ・ルイスアーフ

(了)